

庁舎の利用上の区分及び建設方法について

1. 新庁舎における必要面積の算出について

①庁舎における利用上の区分として大きく

- ・行政事務を執行するための専用スペースで、事務室や倉庫を代表とするもの。
- ・玄関、ロビー、廊下、階段その他の通行部分、洗面所、トイレ等の共用部分と呼ばれるもの。
- ・本日の資料3ページの(3)基本方針中の(3)「市民が交流・活動できる場を整備します。」に示されている部屋や住民の利用を念頭においたスペースでパブリックスペースと呼ばれるもの。

があります。

②面積の算出方法

算出にあたっては、総務省地方債算定基準（地方債を利用して庁舎を整備する場合の起債対象面積を算定するための標準面積）を使用して算定するとともに、積み上げによる算定を行い、比較検討を行いながら算出いたします。また、他市町村の実績も参考にいたします。

なお、総務省地方債算定基準につきましては、平成23年度からその取扱いが廃止されておりますが、過去において、庁舎整備にあたっての基準であったことから利用することとしております。

③庁舎規模への影響

①にあるパブリックスペースの規模や防災に関連する諸室等については、総務省地方債算定基準では示されていないため、それらの規模が庁舎全体の規模に直接影響することとなります。

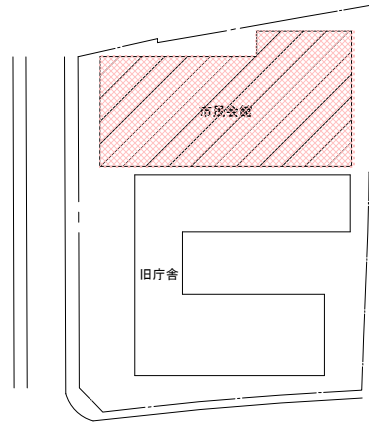
2. 建設手順について

○庁舎建設にあたっては、仮設庁舎を建設することなく市所有の現有施設を有効に利用しながら建設をすることを目指します。

この考え方にに基づき、次の建設手順を考えております。

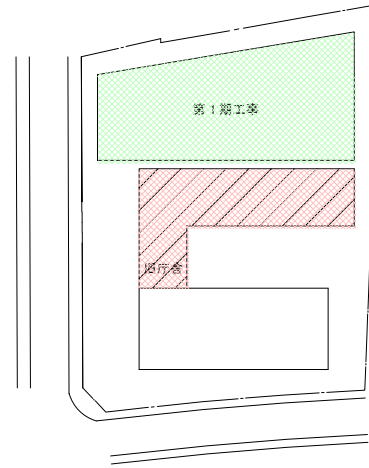
建設手順

①市民会館を解体



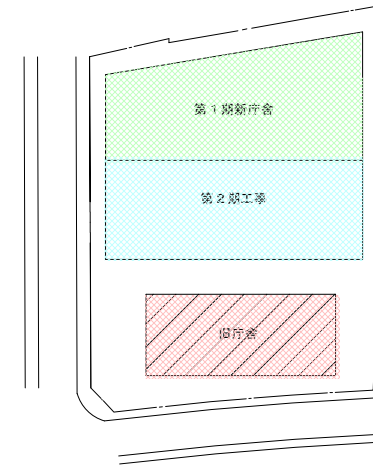
②第1期新庁舎完成

部を解体



③第2期新庁舎完成

部を解体



④完成

